

乳幼児、妊産婦、重度心身障害者、ひとり親家庭等の親子等、寡婦等、中度身体障害者、小学生、中学生又は高校生等に対する医療費（以下「乳幼児等医療費」という。）の給付に関する事務であって規則で定めるもの（寡婦等医療費給付事務）

個人情報保護委員会規則第3条第1項に基づく届出書

1. 執行機関の別	都道府県知事・市区町村等
2. 都道府県名	岩手県
3. 市区町村名	盛岡市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	65-1：ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって第九十二条で定めるもの	乳幼児、妊産婦、重度心身障害者、ひとり親家庭等の親子等、寡婦等、中度身体障害者、小学生、中学生又は高校生等に対する医療費（以下「乳幼児等医療費」という。）の給付に関する事務であって規則で定めるもの（寡婦等医療費給付事務）
②番号法別表の項	65	
③利用特定個人情報提供省令第2条の表の項	90	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		盛岡市個人番号の利用等に関する条例（平成27年条例第47号）第3条第1項第1号及び別表第1の2の項 乳幼児、妊産婦、重度心身障害者、ひとり親家庭等の親子等、寡婦等、中度身体障害者、小学生、中学生又は高校生等に対する医療費（以下「乳幼児等医療費」という。）の給付に関する事務であって規則で定めるもの（寡婦等医療費給付事務）
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第1条	盛岡市寡婦等医療費給付要綱（平成4年告示第112号）第1
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び（寡婦）の（福祉を図る）ことを目的とする。	この告示は、寡婦等に対して医療費の一部を給付し、適正な医療を確保することにより、心身の健康を保持するとともに、生活の安定を図り、もって（寡婦等）の（福祉の増進）に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		盛岡市寡婦等医療費給付要綱（平成4年告示第112号）

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務1		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項2号	盛岡市寡婦等医療費給付要綱第 9
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号（これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	盛岡市寡婦等医療費給付要綱第 9 の規定による受給資格の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務
利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項2号ロ	盛岡市寡婦等医療費給付要綱第 3 及び第 6
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務2		
	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項2号	盛岡市寡婦等医療費給付要綱第 9
②事務の内容	児童福祉法第十九条の五第二項の医療費支給認定の変更の認定に関する事務	盛岡市寡婦等医療費給付要綱第 9 の規定による受給資格の変更の届出に係る事実についての審査に関する事務
利用特定個人情報1		
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令15条 項2号イ	盛岡市寡婦等医療費給付要綱第 3 第 1 項
②情報提供者	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
③提供を求める利用特定個人情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報

2. 事務の具体的な事務内容と提供を求める利用特定個人情報等

事務3		
-----	--	--

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項2号	盛岡市寡婦等医療費給付要綱第 8
②事務の内容	母子及び父子並びに寡婦福祉法第三十一条第二号又は第三号（これらの規定を同法第三十一条の十において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	盛岡市寡婦等医療費給付要綱第 8 の規定による給付の申請に係る事実についての審査に関する事務

利用特定個人情報1

①根拠規定	利用特定個人情報提供省令92条 項2号	盛岡市寡婦等医療費給付要綱第 6
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める利用特定個人情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報	道府県民税又は市町村民税に関する情報

※利用特定個人情報提供省令:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号)

備考	
----	--

届出情報

独自利用事務の対象者	ひとり親等
番号法第 9 条第 2 項の条例に規定した日	2015年12月24日
保護評価の実施の有無	1:実施済み
評価書番号	26
保護評価書の名称	乳幼児等医療費給付事務 基礎項目評価書
保護評価書のURLリンク	https://www.ppc.go.jp/mynumber/evaluationSearch/?search=1&kk_type=2&hj_no=&kk_name=%E7%9B%9B%E5%B2%A1%E5%B8%82&ev_name=%E4%B9%B3%E5%B9%BC%E5%85%90%E7%AD%89&ev_type=2&opn_date_from_gengo=5&opn_date_from_year=5&opn_date_from_month=9&opn_date_from_day=22&opn_date_to_gengo=5&opn_date_to_year=%EF%BC%99&opn_date_to_month=9&opn_date_to_day=22&count=20&search=%E6%A4%9C%E7%B4%A2